

八千代市告示第 3 1 号

本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法第 2 6 0 条第 2 項の規定により告示する。

(なお、この告示は平成 2 7 年 2 月 1 4 日から効力を生ずる。)

平成 2 7 年 2 月 1 3 日

八千代市長 秋 葉 就 一

記

変更調書

新		旧		地 番
大 字	字	大 字	字	
大和田	小板橋 道	大和田	小板橋	4 9 0 の 2 の 内 4 9 0 の 3 の 内 4 9 0 の 5 の 内 4 9 0 の 6 の 内 4 9 0 の 5 8 の 内 4 9 6 の 2 の 内 4 9 6 の 3 の 内 5 4 5 の 8 の 内
	小板橋		小板橋 道	3 0 1 の 2 の 内 3 0 1 の 3 3 0 1 の 4 の 内 3 0 1 の 7 の 内 3 0 2 の 1 ~ 3 0 2 の 4 3 0 2 の 6 3 0 3 の 1 3 0 3 の 2 3 0 4 の 2 の 内 3 0 4 の 6 の 内 3 0 4 の 2 4 の 内 ~ 3 0 4 の 2 6 の 内 3 0 4 の 3 0 の 内 ~ 3 0 4 の 3 2 の 内 3 0 4 の 3 4 の 内 3 0 5 の 1 5 の 内 3 0 5 の 1 7 の 内 3 0 5 の 1 8 の 内 3 0 5 の 2 1 の 内 3 0 5 の 2 7 の 内 3 0 5 の 4 2 の 内 ~ 3 0 5 の 4 7 の 内 3 0 7 の 1 1 の 内
	台 田			3 0 7 の 1 1 の 内 3 0 7 の 2 2 の 内 3 0 8 の 2 の 内 3 1 4 の 1 の 内
	小板橋		台 田	4 8 4 の 1 の 内 4 8 5 の 1 の 内 4 8 6 の 1 の 内 4 8 6 の 2 の 内

台 田	小板橋	487の1 487の3の内 487の21の内 487の41の内~487の45の内 487の46 487の57
-----	-----	---

上記の土地の表示は、平成26年3月12日現在の土地登記簿謄本によるものである。